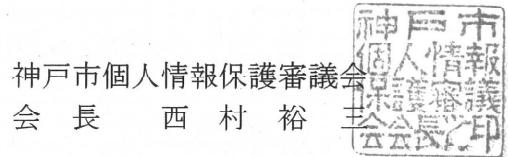


答申第935号
令和3年5月10日

神戸市長 久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年5月10日付け神戸市家政第701号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 事業の実施に伴う
児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関する)

- 1 児童扶養手当の受給資格者等に対して、児童1人あたり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、こども家庭局家庭支援課が保有する児童扶養手当受給世帯情報を利用することは、対象者の抽出、案内文送付、給付金支給等の管理を行うことにより、正確かつ迅速な給付金の支給が可能となるため、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 事業の実施に伴う
児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙
答申935

【児童扶養手当扶養受給者情報】

○受給者に関する情報

証書番号
住基個人番号
福祉個人番号
氏名（漢字・カナ）
通称名（漢字・カナ）
生年月日
行政区コード
分室区分
郵便番号
住所・方書
処理ステータス
手当ランク
支給停止理由
現況未提出年
支給開始年月
支給終了年月
支給対象児童数
支給実績情報
差止有無

○対象児童に関する情報

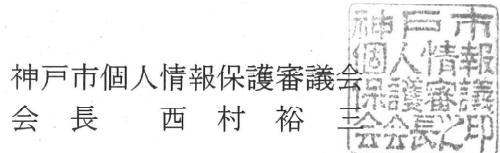
生年月日
氏名（漢字・カナ）
通称名（漢字・カナ）
続柄
対象開始年月
対象終了年月

○振込口座情報

口座名義人
金融機関名
支店名
口座種別
口座番号

答申第936号
令和3年5月10日

神戸市長 久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年4月27日付け神行住第252号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関する)

- 1 児童扶養手当の受給資格者等に対して、児童1人あたり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の抽出、案内文送付、給付金支給等の管理を行うことにより、正確かつ迅速な給付金の支給が可能となるため、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 事業の実施に伴う
児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙
答申936

【住民基本台帳情報】

- ・住基個人番号
- ・漢字氏名
- ・漢字氏名カナ
- ・A L 氏名
- ・A L 氏名カナ
- ・通称名
- ・通称名カナ
- ・郵便番号
- ・住所・方書